

小山市地産地消及び食育の推進に関する条例（素案）についての

パブリックコメント募集結果

標記の件について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、1件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それらに対する当市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

今回ご意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

1 意見募集の概要

(1) 実施期間

平成23年4月6日（水）～4月27日（水）

(2) 閲覧場所

小山市農政課、各出張所、小山市ホームページ

(3) 意見等の提出方法

書面による直接提出及び郵便・FAX・電子メールによる提出

2 意見及び意見に対する市の考え方

番号	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	本条例は、地産地消と生産者と地域内の連携強化を図り、地域経済の発展に貢献し、有意義と考えますが、一方で本条例に伴う活動が計画どおり有効に機能し、成果を上げることが重要であるとも考えますので、計画の策定、実行、検証、是正のサイクルを一定期間内で行う旨の規定を条例第19条内に明記し、活動が有効に機能するようにしたらいかがでしょうか。	いただいたご意見を条例案に反映させていただき、定期的に計画の見直しを行う旨の規定を追加いたします。 なお、第19条に規定する協議会は、計画の調査検討等を行うために市が設置する附属機関ですので、計画を策定する市の役割について規定する第18条に当該規定を追加することが適当であると考えております。